資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

九月二十日（金）

○一般案件（抜粋）

一、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の変更について（決定）（内閣府本府）

一、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画について」の一部改正について（決定）（国土交通省）

一、スペイン首相マリアノ・ラホイ・ブレイ閣下の公式実務訪問賓客待遇について（了解）（外務省）

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成25年9月25日　横浜地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　横浜地方検察庁　平成25年第１号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成25年９月25日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成19年７月頃から平成20年２月28日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

伊東将らが、親族（親族及び弁護士）になりすまして、示談金等を払わなければならないなどとうそを言う方法により被害者をだまし、これを信じた被害者に、指定する銀行口座（後記４⑴を参照のこと）に現金を振込入金させて金銭の交付を受けた行為（主な犯行態様につき後記４⑶を参照のこと）

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項

⑴　被害者に振込入金させるために使用された銀行等の口座のうち、検察官が既に把握している口座（五十音順）

銀行（支店）名、口座名義、口座番号の順に記載

紀陽銀行東和歌山支店　松本　裕哉　1873908

滋賀銀行大藪支店　岸本　政貴　0547778

ジャパンネット銀行本店営業部　伊藤　宣隆　2840122

ジャパンネット銀行本店営業部　上野　正紀　3872790

セブン銀行カーネーション支店　菅原　翔　0563959

瀬野川信用金庫浮間支店　吉川　透　8949914

三重銀行西支店　對馬　剛　1022295

みずほ銀行横浜中央支店　吉野　慶一　1106579

⑵　犯人らが被害者との通話に使用した電話番号（検察官が既に把握しているもの）

080―3386―6217、080―3386―8509、080―6721―7649、090―1778―2389、090―2944―7566、090―3916―1002、090―4740―7974、090―6000―7384、090―6518―0031、090―6564―8211、090―7207―7575、090―9388―7095

⑶　主な犯行態様

親族（親族及び弁護士）になりすまし、被害者に電話をかけ、次のようなうそを言い、指定する銀行口座に現金を振り込ませてだまし取る。

ア　親族（長男、孫等）になりすまし、女の子に手を出してしまって、その子が子宮外妊娠してしまった。その子の親が怒ってお金を払わなければならなくなった。○○○万円払わないと裁判にすると言っている。

イ　前記ア同様、親族になりすましうそを言い、さらに①親族の弁護士になりすまし、○○○万円で示談したから、女の子の父親の口座に示談金を至急振り込んでください。②女の子の父親の弁護士になりすまし、振込金額は全部で○○○万円だから、すぐに銀行に行って○○○万円を用意してください。

5　開始決定の時における給付資金の額

金246万683円

6　支給申請期間

平成25年９月25日から同年11月25日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　横浜地方裁判所川崎支部

⑵　被告人氏名　ア　伊東　　将　イ　海野　将人

⑶　裁判年月日　ア　平成21年11月13日　イ　平成21年６月11日

⑷　確定年月日　ア　平成22年２月10日　イ　平成21年６月26日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

伊東将らが不特定多数者に電話をかけ、その親族等になりすまし、女性を妊娠させて訴えられているなどして示談金等が必要であるなどとうそを言い金員を詐取するに当たり、詐取金の帰属を仮装しようと企て、平成19年７月頃から平成20年２月28日頃までの間、前後10回にわたり、被害者８名をして、詐取金合計2,045万円をいずれも借名口座である東京都内のセブン銀行カーネーション支店に開設された菅原翔名義の普通預金口座ほか７口座に振込入金させて預け入れ、もって犯罪収益の取得につき事実を仮装したものである。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒231―0021　横浜市中区日本大通９番地

横浜地方検察庁　被害回復給付金事務担当

電話番号　045―211―7629　（直通）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（横浜地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（横浜地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。